

平成30年度「みやぎの里山」ビジネス推進事業
(安全講習・技能講習等助成支援) 取扱要領

(目的)

1. この要領は、「みやぎの里山」ビジネス推進事業補助金交付要綱（平成30年4月27日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用）のほか、安全講習・技能講習等の受講に要した経費の助成方法について定める。

(助成対象者)

2. 宮城県内に住所を有し、「林業に就業している者」及び自伐作業の対象者「自伐林家育成支援団体等により自伐林家として判断された者又は自伐型林業実施団体に属する者」が行う、素材生産作業に必要な安全講習、技能講習等を講習機関において下記3の講習を受講した者。

(助成対象となる講習)

3. ア 刈払機取扱作業安全衛生教育
イ 伐木等の業務に係る特別教育（安衛則第36条第8号）
ウ 伐木等の業務に係る特別教育（安衛則第36条第8号の2）
エ 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育
オ 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習
カ 不整地運搬車運転技能講習
キ 小型移動式クレーン運転技能講習
ク 玉掛け技能講習
ケ 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
コ 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
サ 簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育

(助成対象)

4. 助成対象は、上記3のア～サの各項目とする。
ただし、自伐作業の対象者「自伐林家育成支援団体等により自伐林家として判断された者又は自伐型林業実施団体に属する者」が行う素材生産作業に必要な安全講習については、上記ア～エ及びカ～ク、コ～サの項目とし、平成30年6月4日から平成30年12月31日までに受講した講習に対し受講料を助成する。

(交付申請)

5. 助成金を希望する者は、受講終了後、別紙助成金申請様式に基づき、公益財団法人みやぎ林業活性化基金・宮城県林業労働力確保支援センターへ申請する。

(期限)

6. 助成金交付申請の最終受付は、平成31年1月15日（火）必着とする。
ただし、予算額の範囲内において助成することとし、予算額に達した場合は受付期限内であっても受付を終了する。

(付則)

この要領は、公益財団法人みやぎ林業活性化基金が県補助金の交付を受け、宮城県林業労働力確保支援センターが実施主体で実施する。